

学校法人明治学院寄附行為

昭和26年 3月 5日	変更認可
昭和34年10月12日	一部変更認可
昭和38年 1月28日	一部変更認可
昭和40年 1月25日	一部変更認可
昭和40年 2月27日	一部変更認可
昭和41年 1月25日	一部変更認可
昭和51年12月22日	一部変更
昭和55年11月28日	一部変更
昭和59年 3月29日	一部変更認可
昭和60年12月25日	一部変更認可
平成元年12月22日	一部変更認可
平成 2年 3月19日	一部変更認可
平成 5年 9月 6日	一部変更認可
平成 8年 2月21日	一部変更認可
平成 8年 3月 5日	一部変更認可
平成11年10月22日	一部変更認可
平成14年 5月31日	一部変更認可
平成15年11月27日	一部変更認可
平成16年12月 8日	一部変更認可
平成17年 3月31日	一部変更認可
平成18年 4月 1日	一部変更届出
平成19年 4月 6日	一部変更届出
平成20年 6月17日	一部変更届出
平成20年 9月22日	一部変更認可
平成21年10月30日	一部変更認可
平成23年 4月14日	一部変更届出
平成24年 4月13日	一部変更届出
平成25年 2月18日	一部変更認可
平成25年 4月 9日	一部変更届出
平成25年 9月30日	一部変更認可
平成26年10月31日	一部変更認可
平成29年 3月28日	一部変更届出
平成30年 3月28日	一部変更届出
令和 2年 3月16日	一部変更認可
令和 4年 7月12日	一部変更認可
令和 5年 2月16日	一部変更認可
令和 5年 9月 4日	一部変更認可
令和 7年 2月17日	一部変更認可
令和 8年 8月28日	一部変更認可

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人明治学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都港区白金台一丁目2番37号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、福音主義のキリスト教に基づいて、教育事業を営営することを目的とする。

2 その教義の基準は、日本基督教団の信仰告白に準拠する。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の学校を設置する。

(1) 明治学院大学	大 学 院	文学研究科	経済学研究科
		社会学研究科	法学研究科
		国際学研究科	心理学研究科
		法と経営学研究科	情報数理学研究科
	文 学 部	英文学科	フランス文学科
		芸術学科	
	経 済 学 部	経済学科	経営学科
		国際経営学科	
	社 会 学 部	社会学科	社会福祉学科
	法 学 部	法律学科	政治学科
		消費情報環境法学科	
		グローバル法学科	
	国 際 学 部	国際学科	国際キャリア学科
	心 理 学 部	心理学科	教育発達学科
	情報数理学 部	情報数理学科	

(2) 明治学院高等学校 全日制課程 普通科

(3) 明治学院東村山高等学校 全日制課程 普通科

(4) 明治学院中学校

(キリスト者)

第5条 第3条の目的を貫徹するため、この法人の理事、監事および評議員の構成に関する事項を次の各項に定める。

- 2 理事の半数以上はキリスト信者でなければならない。また、理事のうち理事長、学院長、学長（学長がキリスト信者でない場合は副学長のうち1名）および校長2名はキリスト信者でなければならない。
- 3 評議員の半数以上はキリスト信者でなければならない。また、評議員のキリスト信者の構成は第29条の通りとする。
- 4 監事のうち、1名以上はキリスト信者でなければならない。
- 5 キリスト信者ではない理事、監事および評議員は、第3条の目的を積極的に支持する者でなければならない。

第2章 機関の設置

(役員、評議員および会計監査人の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事19名以上20名以内

(2) 監事2名以上4名以内

- 2 この法人に、評議員21名以上22名以内を置く。ただし、評議員の現在数は理事の現在数を超えるものとする。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任委員会)

第7条 この法人に、理事選任機関として理事選任委員会を置く。

- 2 理事選任委員会を構成する理事選任委員会委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 常務理事

(2) 常務理事以外の理事のうちから互選された理事2名

(3) 評議員のうちから互選された評議員2名

- 3 理事選任委員会の構成員の任期は、構成員就任時の理事または評議員の任期終了時までとする。ただし、任期終了前に理事または評議員を退いたときは構成員の職を失うものとする。
- 4 理事選任委員会は、理事長がこれを招集する。
- 5 理事選任委員会には議長を置き、理事長をもって充てる。
- 6 理事選任委員会が理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- 7 理事選任委員会は、理事選任委員会の構成員総数の4分の3以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができず、議事は出席した構成員の3分の2以上で決する。

- 8 監事または評議員会は、理事選任委員会に対し必要な報告または求めを行おうとするときは、理事長に対し、理事選任委員会の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任委員会を招集しなければならない。
- 9 理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、「[学校法人明治学院理事選任委員会規程](#)」で定める。

第3章 理事および理事会

(理事の構成および選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 次の者のうち理事選任委員会において選任した者5名
 - ア 学院長
 - イ 学長
 - ウ 校長2名
 - エ 法人事務局長
- (2) 大学副学長のうちから学長が推薦し、理事選任委員会において選任した者2名
- (3) 大学学部長および教養教育センター長のうちから互選し、理事選任委員会において選任した者2名
- (4) キリスト教教師（宣教師を含む。）のうちから理事選任委員会において選任した者2名
- (5) この法人の設置する学校の卒業生のうちから明治学院同窓会および明治学院大学校友会が推薦し、理事選任委員会において選任した者2名
- (6) 学外有識者のうちから理事選任委員会において選任した者6名以上7名以内

2 理事は、就任時に75歳以上である場合、選任することはできない。

3 第1項第1号から第4号までに定める理事は、任期の満了等により各号記載の職または地位を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格および構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の理事は、他の2人以上の理事と親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）であってはならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した前条第1項第4号から第6号までの理事の後任として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。ただし、前条第1項第4号から第6号までに掲げる理事の再任は、これらの各号を通算して2回を限度とする。

(理事長)

第10条 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表するとともに、業務を総理し、理事会の議に基づく業務執行の責任を負う。

3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事または私立学校法第37条第4項の業務執行理事（ただし、業務執行理事については代表権の行使を除く。）がその職務を行う。

4 理事長の任期は、理事の任期終了時までとする。理事長は、再任されることができる。理事長は、任期満了のあとにおいても、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

5 理事長の退任は、第16条第4項の規定を準用する。

(学院長)

第11条 この法人に学院長を置く。

2 学院長は、建学の精神に基づいて、キリスト教教育の推進を図り、設置する学校の教育を統括し、学校間の連携を図る。

3 学院長は理事会において選任する。学院長を解任するときも、同様とする。

4 学院長は就任時に75歳以上である場合、選任することはできない。

5 理事選任委員会において学院長が理事に選任された場合、理事会は決議によって学院長を代表業務執行理事として選定する。ただし、学院長による代表権の行使は、理事長に事故があるときとする。

6 学院長の任期は4年とし、任期中に学院長が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 7 学院長は、再任されることができる。学院長は、任期満了のあとにおいても、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 8 学院長の退任は、第16条第4項の規定を準用する。
- 9 学院長の職務は、以下の通りとする。
 - (1) 学院におけるキリスト教諸活動
 - (2) 学院における一貫教育
 - (3) 歴史資料館の委員等の委嘱その他歴史資料館の運営に関する事項および学院の歴史に関する事項
 - (4) その他学院のキリスト教教育に関する事項(総務理事)

第12条 第8条第1項第4号から第6号までの理事(理事長を除く。)のうち1名を私立学校法第37条第4項の業務執行理事としての総務理事として、理事会の決議によって選定する。総務理事を解職するときも、同様とする。

- 2 総務理事は、理事会の定めるところに従い、この法人の総務を統括する。
- 3 総務理事の任期は、理事の任期終了時までとする。総務理事は、再任されることができる。ただし、総務理事は、任期満了のあとにおいても、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 4 総務理事の退任は、第16条第4項の規定を準用する。

(財務理事)

第13条 第8条第1項第4号から第6号までの理事(理事長を除く。)のうち1名を私立学校法第37条第4項の業務執行理事としての財務理事として、理事会の決議によって選定する。財務理事を解職するときも、同様とする。

- 2 財務理事は、理事会の定めるところに従い、この法人の財務を統括する。
- 3 財務理事の任期は、理事の任期終了時までとする。財務理事は、再任されることができる。ただし、財務理事は、任期満了のあとにおいても、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。
- 4 財務理事の退任は、第16条第4項の規定を準用する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長および学院長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第15条 理事選任委員会において学長、校長、法人事務局長が理事に選任された場合、理事会は決議によって各々を私立学校法第37条第4項の業務執行理事として選定する。

- 2 理事長、学院長、学長、校長、総務理事、財務理事および法人事務局長は、3月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の解任および退任)

第16条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、理事選任委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
 - (4) 理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事選任委員会に対し、当該理事の解任を求めることができる。
 - 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為または法令もしくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、または当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任委員会による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

- 4 理事は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(理事に欠員が生じた場合の措置)

第17条 理事が任期の満了または辞任により退任し、これによって理事の総数が第6条第1項に定める定数の下限を下回ることとなった場合には、その退任した理事は、後任の理事が選任されるまでは、な

お、理事としての権利義務を有する。

- 2 理事のうち、その定数の5分の1を超える欠員が生じたときは、1月以内に補充しなければならない。
(理事会)

第18条 この法人の理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
(理事会の开会)

第19条 理事会は毎年度6月、7月、10月、12月、2月および3月に开会する。

- 2 前項の規定にかかわらず理事長が必要と認めたときは、臨時に开会するものとする。
(理事会の招集)

第20条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時および場所ならびに会議の目的たる事項を記載して1週間前までに各理事および各監事に書面または電磁的方法により通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
(理事会の審議事項)

第21条 理事会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 法人運営に関する基本方針
 - (2) 教職員の任免、給与の決定およびその職務に関する事項
 - (3) 役員および評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定または変更
 - (4) 予算・事業計画の作成または変更ならびに決算の作成
 - (5) 中期的な事業計画の作成または変更
 - (6) 資産の処分、管理または譲受け
 - (7) 債権・債務の設定、寄付金品その他財務に関する重要事項
 - (8) 学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
 - (9) 寄附行為その他この法人の組織および運営に関する諸規則の制定および改廃
 - (10) 学則に関する事項
 - (11) 解散および合併
 - (12) 監事の報告および意見に関する事項
 - (13) 評議員会の意見に関する事項
 - (14) その他この法人の業務に関し、理事会が必要と認める事項
- 2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事はそれぞれの意思を表明しなければならない。
 - 3 理事会は、審議事項のうち、法令およびこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、[寄附行為施行細則](#)において定めたものについては、常務理事会に決定を委任することができる。
(理事会の決議)

第22条 理事会の決議は、法令およびこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の理事が出席し、その3分の2以上で決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 予算および事業計画の作成または変更
 - (2) 第52条第1項各号に定める書類の承認
 - (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- 3 第1項、第2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数（現在数）の4分の3以上に当たる多数

をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) この法人の合併
- (4) 基本財産の処分
- (5) 残余財産の帰属者の決定

- 4 第1項、第2項、第3項の場合において、理事会に付議される事項について書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、議決に加わることができる。

(理事会の議事録)

第23条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない理事または監事が理事会に出席した場合における当該の出席方法を含む。）および日時ならびに議決事項およびその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事および監事または議長および出席した理事のうちから互選された理事2人以上ならびに出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）または記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。（常務理事および常務理事会）

第24条 理事会は常務を処理するため、常務理事を置く。

- 2 理事会は、審議事項のうち、法令およびこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の事項（ただし、第21条第3項により常務理事会に委任した事項を除く。）であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、常務理事に決定を委任することができる。
- 3 常務理事は、前項のほか理事長を補佐する（業務の執行は、業務執行理事に限る）。
- 4 常務理事は、理事のうち次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長、学院長、学長、副学長、校長および法人事務局長の職にある者。ただし、副学長にあっては学長が推薦する者で理事会において選任したもの1名（第5条第2項に規定するキリスト信者1名とするが、学長がキリスト信者の場合はキリスト信者でないものを充てることができる。）

- (2) 第8条第1項第4号から第6号に掲げる理事のうちから理事会において選定された者4名

- 5 常務理事の任期は、理事の任期終了時までとする。
- 6 第4項の規定によって選出された常務理事に2名以上の欠員が生じたときは、次の理事会において後任者を選出しなければならない。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 この法人の常務理事をもって組織する常務理事会を置く。
- 8 常務理事会は理事長が招集する。
- 9 理事長は常務理事会の議長となる。
- 10 常務理事会は毎月1回以上開会することを原則とし、常務理事会の議事は、法令またはこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く常務理事総数の3分の2以上の理事が出席し、その3分の2以上で決する。
- 11 常務理事会の決定事項および審議処理すべき事項については「[学校法人明治学院寄附行為施行細則](#)」に定める。
- 12 理事長は、常務理事会で決定した事項および審議処理した事項を、必要に応じて理事会に報告しなければならない。

第4章 監 事

(監事の選任)

第25条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事候補者選任委員会の推薦を受けるとともに、監事の過半数の同意を得なければならない。
- 3 監事候補者選任委員会の構成および運営に関する事項については第7条第1項ないし第5項の規定を準用する。監事候補者選任委員会の推薦決議については、特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 4 法令およびこの寄附行為に定めるもののほか、監事候補者選任委員会の運営に関し必要な事項は、「[学校法人明治学院監事候補者選任委員会規程](#)」で定める。
- 5 監事は就任時に75歳以上である場合、選任することはできない。
- 6 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項ならびに第46条に規定する資格に関

する要件を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびに、この法人の職員が含まれてはならない。また、この法人の監事は、他の監事と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

（常勤監事の選定および解職）

第26条 監事のうち、少なくとも1名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

（監事の任期、解任および退任）

第27条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の後任となる監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、通算して2回を限度に再任されることができる。

3 監事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、この決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。

（2）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（4）監事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

4 監事は、次の事由により退任する。

（1）任期の満了

（2）辞任

（3）死亡

5 監事が任期の満了または辞任により退任し、これによって監事の総数が第6条第1項に定める定数の下限を下回ることとなった場合には、その退任した監事は、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

6 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（監事の職務）

第28条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

（1）この法人の業務を監査すること。

（2）この法人の財産の状況について監査すること。

（3）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

（4）この法人の業務もしくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会および評議員会に提出すること。

（5）第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、または法令もしくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会および評議員会ならびに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは理事選任委員会を含む。）に報告すること。

（6）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会および評議員会または理事選任委員会の招集を請求すること。

（7）理事会および評議員会に出席して意見を述べること。

（8）前各号に掲げるもののほか、法令またはこの寄附行為により監事が行うこととされた職務。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会または評議員会の日とする理事会または評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会または評議員会を招集することができる。

3 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

4 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、またはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。

6 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを

調査しなければならない。この場合において、法令もしくは寄附行為に違反し、また著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

- 7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは寄附行為に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対して、当該行為をやめることを請求することができる。

第5章 評議員および評議員会

(評議員)

第29条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員のうちから互選し、評議員会において選任した者7名
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから明治学院同窓会および明治学院大学学友会が推薦し、評議員会において選任した者4名
 - (3) キリスト教教師（宣教師を含む。）のうちから評議員選任委員会において選任した者3名
 - (4) 学外有識者のうちから評議員選任委員会において選任した者7名以上8名以内
- 2 評議員は就任時に75歳以上である場合、選任することはできない。
- 3 第1項第1号および第3号に規定する評議員は、この法人の教職員またはキリスト教教師の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
- 4 第5条第3項の規定に基づく評議員のうち次の各号に該当する者についてはキリスト信者でない者をもって充てることができる。ただし、第3条の目的を積極的に支持する者に限る。
- (1) この法人の教職員のうちから互選された評議員
 - (2) 明治学院同窓会および明治学院大学学友会が推薦し、評議員会において選任した評議員のうち2分の1以内
 - (3) 学外有識者のうちから評議員選任委員会において選任した評議員のうち2分の1以内
- 5 評議員選任委員会の構成および運営等に関する事項については第7条第1項ないし第5項の規定を準用する。評議員選任委員会の決議については、特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 6 法令およびこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任および解任に関し必要な事項は、「[学校法人明治学院評議員選任・解任規程](#)」で定める。
- 7 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項および第6項、第46条第2項および第3項ならびに第62条に規定する資格および構成に関する要件を遵守するとともに、この法人の評議員は、他の2人以上の評議員と親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(評議員の任期、解任および退任)

第30条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の後任となる評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、通算して2回を限度に再任されることができる。
- 3 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第29条第1項第1号および第2号の評議員については評議員会の議決によって、第3号および第4号の評議員については評議員選任委員会の決議によって解任することができる。
- (1) 法令の規定またはこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
 - (4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

4 評議員は、次の事由により退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

5 評議員が任期の満了または辞任により退任し、これによって評議員の総数が第6条第2項に定める定数の下限を下回ることとなった場合には、その退任した評議員は、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員会)

第31条 この法人の評議員をもって組織する評議員会を置く。

(評議員会の招集)

第32条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合においては、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面または電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

（1）会議の日時および場所

（2）会議の目的である事項があるときは、当該事項

（3）会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

（4）私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員会の議長）

第33条 評議員会に議長を置く。議長は、評議員会において評議員のうちから選任する。

（評議員会の開会）

第34条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、10月および3月に開催する。

2 前項の規定にかかわらず理事長が必要と認めたときは、臨時に開催するものとする。

（評議員会の成立）

第35条 評議員会は、第27条第3項、第63条および第64条の決議を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面または電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、議決に加わることができる。

（評議員会の職務等）

第36条 評議員会は、この法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（1）予算および事業計画の作成または変更

（2）中期的な事業計画の作成または変更

（3）多額の借財

（4）重要な資産の処分または譲受け

（5）役員および評議員に対する報酬等の支給の基準の策定または変更

（6）寄附金品の募集に関する重要事項

（7）その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

（1）寄附行為の変更

（2）私立学校法第109条第1号に定める事由による解散

（3）合併

（理事長等の出席）

第37条 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事および監事は、評議員会に出席しなければならない。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第38条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとする。

（会計監査人の解任）

第40条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
- (3) 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

(会計監査人の選任および解任等に関する手続)

第41条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

(会計監査人の職務等)

第42条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表および収支計算書をいう。以下同じ。）およびその附属明細書ならびに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事および理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、または理事および職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面または当該書面の写しの閲覧の請求
- (2) 前号の書面の謄本または抄本の交付の請求
- (3) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、またはこの法人もしくはその子法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第7章 資産および会計

(資産)

第43条 この法人の資産は、財産目録に記載したとおりとする。

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、財産目録中の基本財産の部に記載する財産および将来基本財産に編入された財産をもって構成する。
- 3 運用財産は、財産目録中の運用財産の部に記載する財産および将来運用財産に編入された財産その他基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第45条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の総数（現在数）の4分の3以上の議決を得て、その一部に限り、処分することができる。

(基本財産等の運用管理)

第46条 基本財産および運用財産の運用管理については、別に定める規程により行う。

(経費の支弁)

第47条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産および積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第48条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(会計年度)

第49条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(予算および事業計画)

第50条 この法人の予算および事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事の総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事の総数（現在数）の3分の2以上の議決を得なければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

(予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する重要事項)

第51条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事の総数（現在数）の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算)

第52条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後3月以内に次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。ただし、この承認の決議は、理事の総数（現在数）の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた事業報告、計算書類および財産目録の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備付および閲覧)

第53条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員および評議員の氏名および住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項および前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類ならびにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しまたはこれらの書類の謄本もしくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせまたは交付することができる。

(情報の公表)

第54条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、または寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 計算書類および事業報告書ならびにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿ならびに役員および評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき
これらの書類の内容
(役員、評議員および会計監査人の報酬)

第55条 役員および評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(資産総額の変更登記)

第56条 この法人の資産総額の変更は、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第8章 解散および合併

(解散事由)

第57条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 評議員会における議決の後、理事会における理事の総数（現在数）の4分の3以上の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 第1項第1号または第2号に掲げる事由による解散にあたっては文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産

は、解散のときにおける理事会において理事の総数（現在数）の4分の3以上の議決により選定した学校法人または教育の事業を行う公益社団法人もしくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第59条 この法人が合併しようとするときは、評議員会の議決の後、理事会において理事の総数（現在数）の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第9章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第60条 この寄附行為を変更しようとするときは、評議員会の議決の後、理事会において理事の総数（現在数）の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、評議員会の議決の後、理事会において理事の総数（現在数）の4分の3以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第10章 補 則

（役員の損害賠償）

第61条 役員、評議員または会計監査人は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

（責任の免除）

第62条 役員、評議員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、評議員会の決議を得て、免除することができる。ただし、この決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

（責任の一部免除）

第63条 役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、[寄附行為施行細則](#)に定める手続に従って、評議員会の議決によって免除することができる。ただし、この決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（理事会による免除）

第64条 役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員または会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、[寄附行為施行細則](#)に定める手続に従って、理事会の議決によって免除することができる。

（責任の限定契約）

第65条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事およびこの法人の職員である理事を除く。）、監事または会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金16万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条第1項に規定する最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（理事が自己のためにした取引に関する特則等）

第66条 第63条、第64条、第65条の規定は、自己のためにこの法人と利益相反取引をした理事の責任については、適用しない。このほか、第62条、第63条、第64条、第65条の規定については、私立学校法に従って適用する。

（公告の方法）

第67条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

（施行細則その他）

第68条 この寄附行為施行についての細則その他この法人およびこの法人の設置する学校の管理および運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定める。

付 則

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、当分の間次のとおりとする。

理事長 富 田 満	
理 事 ジェー・シー・デマーク	理 事 エイチ・ディー・ハナフォード
理 事 飯 島 誠 太	理 事 伊 藤 立 夫
理 事 賀 川 豊 彦	理 事 三 吉 務
理 事 村 田 四 郎	理 事 坂 庭 吉 雄
理 事 里 見 純 吉	理 事 鈴 木 春
理 事 山 本 忠 興	
監 事 工 藤 正 平	監 事 田 上 穰 治
- 2 前項の役員は、組織変更後すみやかに新役員が選任されるまで、第6条及び第16条の規定にかかわらず、この法人の役員となる。
- 3 昭和40年4月1日より施行する理事及び評議員の定員改正により、新たに理事及び評議員となった者の任期は、他の理事及び評議員の任期満了の時と同時に満了する。
- 4 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（昭和59年3月29日）から施行する。ただし、改正後の第6条、第7条第1項及び第20条の規定は昭和59年6月1日より施行する。
- 5 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（昭和60年12月25日）から施行する。
（第2条第1項第1号に国際学部国際学科を追加。）
- 6 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成元年12月22日）から施行する。
（第2条第1項第1号に文学部芸術学科、心理学科、法学部政治学科を追加。）
- 7 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成2年3月19日）から施行する。
（第2条第1項第1号に大学院国際学研究科を追加。）
- 8 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成5年9月6日）から施行する。
- 9 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成8年2月21日）から施行する。
- 10 （施行期日）
平成8年3月5日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。
（明治学院大学経済学部商学科および経済学部第二部商学科の存続に関する経過措置）
明治学院大学経済学部商学科および経済学部第二部商学科は、改正後の寄附行為第2条1号の規定にかかわらず平成8年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 11 この寄附行為の改正は文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行する。
（第2条第1項第1号に法学部消費情報環境法学科を追加）
- 12 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年5月31日）から施行する。
- 13 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。
（第4条第1項第1号に法務職研究科を追加。第7条第2項第3号に法務職研究科長を追加。第41条に第2項を追加。）
- 14 この寄附行為は、設置日である平成16年4月1日から施行する。
（第4条第1項第1号に大学院心理学研究科および心理学部心理学科を追加。）
- 15 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年12月8日）から施行する。
（第7条第4項中に法務職研究科長を追加し、表記を副学長と学部長等に分離し、号数を順次繰り下げた。）
- 16 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年3月31日）から施行する。
（私立学校法の一部を改正する法律等が平成17年4月1日から施行されること等に伴う改正）
- 17 この寄附行為は、設置日の日（平成18年4月1日）から施行する。
（経済学部国際経営学科を追加。）
- 18 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。（法学部第二部法律学科の廃止）
- 19 この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。（社会学部第二部社会学科の廃止）
- 20 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成20年9月22日）から施行する。（第3条第1項、第6条、第7条第2項第8号、第4項、第9条第2項、第19条第4項第1号、第24条第2項第3号、第4項、基督の表記をキリストにする。第6条キリスト信者を弾力化。第7条第2項第1号、学院長、学長を独立表記。第7条第4項第2号、但し書きを追加。第7条第3項、第8条第1項、第19条第4項第2号、号の記述を変更。第9条第3項、理事長の役割を追加。第9条第4項、新設。第10条、理事長が法人を代表。第19条第4項第1号、副学長のキリスト者条項を弾力化。第19条第5項、字句の変更。第20条第3項、学院長の役割を限定。第24条第2項第2号中の前身学校を含むを削除。）

- 21 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年10月30日）から施行する。（第4条第1項第1号に心理学部教育発達学科を追加。）
- 22 この寄附行為は、設置日の日（平成23年4月1日）から施行する。（第4条第1項第1号に国際学部国際キャリア学科を追加。）
- 23 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。（経済学部第二部経営学科の廃止に伴い、第4条第1項第1号から同学科を削除する。）
- 24 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。（文学部第二部英文学科の廃止に伴い、第4条第1項第1号から同学科を削除する。）
- 25 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年2月18日）から施行する。（テネシー明治学院の閉校に伴い第5条を削除する。）
- 26 この寄附行為は、平成25年3月22日から施行する。（文学部心理学科ならびに経済学部第二部経済学科の廃止に伴い、第4条第1項第1号から両学科を削除する。）
- 27 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成25年9月30日）から施行する。（全体の条項に見出しを記載。第7条第5項、理事選出方法の明確化。第8条第3項、第28条第1項、第36条第2項および第3項、字句の修正。第9条、第9条の2、第9条の3、第9条の4、理事長・副理事長・総務担当理事・財務理事の規定整備。第14条、理事会開会回数の追加。第15条、理事会招集要件の変更と理事会活動の確保。第18条、理事会審議事項の明確化。第18条の2、理事会議事録の規定化。第19条第12項、文言の明確化。第20条、学院長の規定の明確化。第21条第1項、監事定数の弾力化。第22条第2項、第25条第2項、監事および評議員の再任および任期に関する条項整理。第27条第2項、適した位置に条項移動。第29条第1項、評議員会開会回数の追加。第31条第2項、議長の議決除外条項追加。第32条、諮問事項と議決事項の明確化。第35条第1項第1号～第5号、財産目録が別にあるため削除。第39条の2、第39条の3、第39条の4第1項、資産および会計に関する条項追加。第39条の4第2項、第32条第2項を適した位置に移動。第43条第1項第2号に評議員会議決事項を加えた。第45条に評議員会議決を加えた。第48条、文言を明確化。第49条、書類および帳簿備付けを追加。）
- 28 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月31日）から施行する。（第4条第1項第1号に「法と経営学研究科」を追加。）
- 29 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。（第4条第1項第1号より「法務職研究科」を削除、第7条第2項第4号、第4項第3号より「法務職研究科長」を削除）
- 30 この寄附行為は、設置日の日（平成30年4月1日）から施行する。（第4条第1項第1号に法学部グローバル法学科を追加）
- 31 2020年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2020年4月1日から施行する。（私立学校法改正に伴う変更）
- 32 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2022年7月12日）から施行する。（第16条第2項および第30条第2項、電磁的方法を追加。第18条の2、理事会の開催の場所について括弧内を追加。）
- 33 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2023年2月16日）から施行する。ただし、第49条は、2024年5月31日限り、その効力を失う。（役員、監事の任期に関する特例を定めた第49条の追加）
- 34 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2023年9月4日）から施行する。（第4条第1項第1号に情報数理学部情報数理学科を追加。）
- 35 2025年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、2025年4月1日から施行する。（私立学校法改正に伴う変更およびその他の変更）
- 36 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員または評議員であって、第8条第4項、第25条第6項および第29条第7項の資格および構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が2027年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 37 この寄附行為の施行の際、現に在任する学校法人の評議員についての2025年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から2027年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における第29条第7項の規定の適用については、同条中「2人」とあるのは「3人」とする。
- 38 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（2026年8月28日）から施行する。（第4条第1項第1号に情報数理学研究科を追加。）